

問題1 以下のa～eは、摂食・嚥下に関する記述である。誤っているものの組合せを(1)～(5)の中から選び、解答欄に記入しなさい。

- a. 誤嚥性肺炎は、嚥下障害の存在と胸部X線の浸潤影、末梢血白血球数の上昇によって診断される。また、誤嚥性肺炎の予防には口腔ケアが有効である。
- b. 摂食・嚥下障害評価のスタンダードは、誤嚥造影検査(VF)である。また、VFでは、代償的手技や食物形態調整の効果を間接的に観察することが可能である。
- c. 摂食・嚥下運動は、食物の移動にあわせて、認知期(先行期)、咀嚼期(準備期)、口腔期、咽頭期、食道期に分けられる。
- d. 誤嚥とは、嚥下しようとした食物などが食道に行かず気道に向かい、喉頭(声門)で防ぎきれず気管に入ってしまうことと定義されている。
- e. 不顕性誤嚥とは、喉頭反射や消化機能が低下すると気づかない間に細菌が食物などとともに肺に流れ込むことをいう。

(1) aとb (2) cとd (3) bとe (4) aとcとe (5) dとe

問題2 以下は、近年の糖尿病による合併症予防及び食事療法に関する記述である。(ア)～(キ)にあてはまる語句を下欄①～⑳の中から選び、解答欄に該当する番号を記入しなさい。

2013年、日本糖尿病学会は(ア)宣言を示して、血糖コントロール状態の目安として新たなHbA1cの管理指標を提示し、糖尿病の合併症予防の目標を明示した。

具体的には、糖尿病の合併症を予防するために、HbA1cを(イ)%未満に保つことを目標とし、同時に適切な食事療法や運動療法だけで達成可能な場合や、薬を使っても低血糖などの副作用なく達成可能な場合は、HbA1cを6%未満とすることを目標とした。

また、同学会が作成した「糖尿病食事療法のための食品交換表第7版」では、糖尿病の患者の食事療法として、食事に占める炭水化物エネルギー比が多いものから順に、(ウ)%、(エ)%、(オ)%それぞれの単位配分例を示し、症例個々の食生活環境に応じた柔軟な対応を目指すための工夫が盛り込まれている。

なお、食品交換表を用いることのメリットは、栄養素の調整を考えなくても栄養素のバランスをとれることである。具体例として、ごはん50gととうふ(もめん)(カ)gは同じ1単位であっても、異なる表の食品であるため交換できないが、同じ表の食品であるごはん50gと食パン(キ)gとは交換することができるといった内容である。

① 運動	② 食事	③ 熊本	④ 高知	⑤ 横浜	⑥ 5.5	⑦ 6.5
⑧ 7.0	⑨ 7.5	⑩ 8.0	⑪ 30	⑫ 35	⑬ 40	⑭ 45
⑮ 50	⑯ 55	⑰ 60	⑱ 65	⑲ 70	⑳ 80	㉑ 90
㉒ 100	㉓ 110					※ 複数回使用可

問題3 厚生労働省が策定した「日本人の食事摂取基準（2015年版）」について、以下の問いに答えなさい。

(1) 栄養素の5つの指標のうち、①～③についてそれぞれ定義を説明しなさい。

- ① 推定平均必要量 (EAR)
- ② 推奨量 (RDA)
- ③ 目安量 (AI)

(2) 食事摂取状況のアセスメントの方法と留意点について、①～⑥にあてはまる語句を解答欄に記入しなさい。

食事摂取、すなわちエネルギー並びに各栄養素の摂取状況のアセスメントは、(①) によって得られる摂取量と (②) の各指標で示されている値を比較することで行うことができる。ただし、エネルギー摂取量の過不足の評価には、(③) 又は (④) を用いる。

ただし、(①) によって得られる摂取量には、(⑤) が伴うことから、(⑥) と日間変動に特に留意しなければならない。

問題4 以下は、「食育基本法」(平成17年6月17日法律第63号)の抜粋である。

(ア)～(コ)にあてはまる語句を下欄①～⑳の中から選び、解答欄に該当する番号を記入しなさい。

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる (ア) の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな (イ) をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で (ウ) な国民の (エ) と豊かで (オ) ある社会の実現に (カ) することを目的とする。

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、(キ) との連携を図りつつ、その地方公共団体の (ク) の (ケ) を生かした (コ) な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

① 地域	② 国	③ 栄養	④ 努力	⑤ 活力	⑥ 魅力
⑦ 住民	⑧ 習慣	⑨ 環境	⑩ 区域	⑪ 人間性	⑫ 文化的
⑬ 社会的	⑭ 欧米化	⑮ 特性	⑯ 伝統	⑰ 財産	⑱ 寄与
⑲ 資	⑳ 自主的	㉑ 実践的	㉒ 生活	㉓ 個性	

※ 複数回使用可

問題5 以下は、「健康増進法」(平成14年8月2日法律第103号)に規定されている国民健康・栄養調査に関する記述の抜粋である。(1)～(6)にあてはまる語句を解答欄に記入しなさい。

第十条 (1)は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の(2)、(3)及び(4)を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

第十二条 (5)は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、(6)を置くことができる。

問題6 以下に示すわが国の公衆衛生活動に関する法律・施策について、古いものから年代順に解答欄の(1)～(5)に記入しなさい。

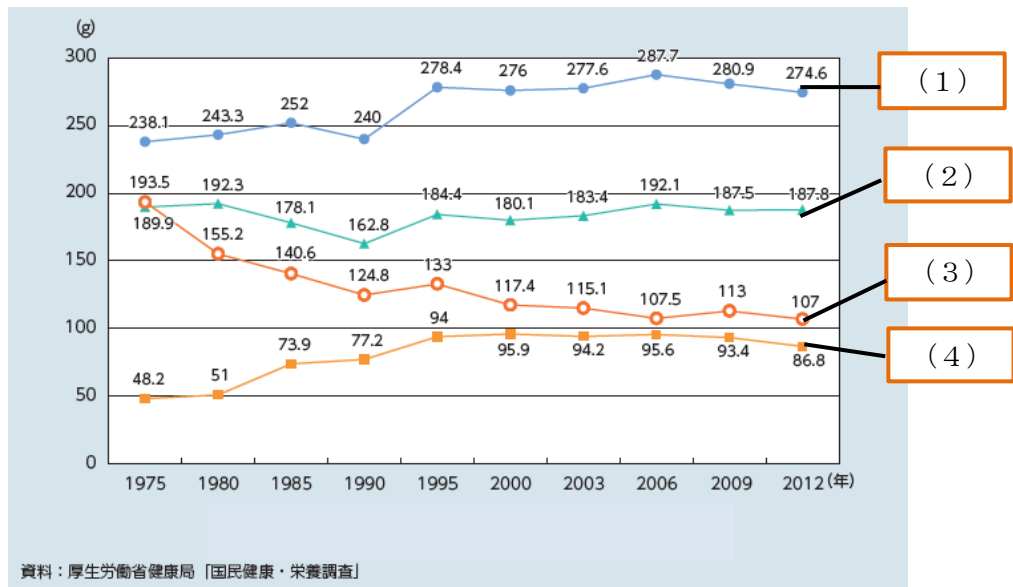
- ア 特定健康診査・特定保健指導の開始
- イ 母子保健法の施行
- ウ 食品衛生法の施行
- エ 食品表示法の施行
- オ 21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)の策定

問題7 以下は、「食事バランスガイド(平成17年6月)」についての記述である。正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1)「食事バランスガイド」は、内閣府により策定された。
- (2)「食事バランスガイド」の対象者は、原則として健康な人であるが、軽度な疾患を有していても、通常の生活を営み、該当疾患に特有の食事指導、食事制限、食事療法を指導されたり、適用されていない者は含まれる。
- (3)日常食べる料理を摂取量が多いものから、主食、主菜、副菜、牛乳・乳製品、果物の順に5つの料理区分に分類し示している。
- (4)副菜は、野菜100gを基準に1SVと数える。
- (5)果物は、100gを基準に1SVと数える。

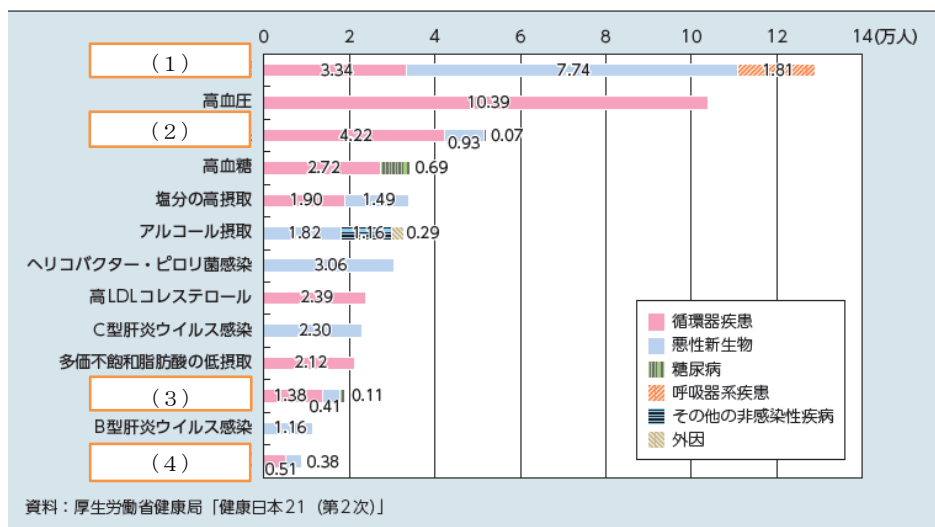
問題8 保健所が行う特定給食施設の指導に関し、給食内容の向上ならびに喫食者に対する給食を通じた健康づくりの観点から効果的な方法を述べなさい。

問題 9 以下に示すグラフは、国民健康・栄養調査の結果における食品の摂取量（平均値）の年次推移を示している。グラフにおいて（1）～（4）にあてはまる食品を、下欄①～⑫の中から選び、解答欄に該当する番号を記入しなさい。



- | | | | | | |
|----------|---------|------|--------|----------|---------|
| ① 魚介類 | ② 肉類 | ③ 卵類 | ④ 乳類 | ⑤ 果実類 | ⑥ 緑黄色野菜 |
| ⑦ その他の野菜 | ⑧ 野菜類合計 | ⑨ 米 | ⑩ 米加工品 | ⑪ 米加工品合計 | |
| ⑫ 油脂類 | | | | | |

問題 10 近年、食生活の欧米化などに伴い生活習慣病の増加が懸念されている。近年のリスク要因別の関連死亡者数を示した以下のグラフのうち、（1）～（4）にあてはまる生活習慣を解答欄に記入しなさい。



問題 1 1 以下は、厚生労働統計に用いる主な比率と用語に関する記述である。正しいものの組み合わせはどれか、次の (1) ~ (5) の中から選び、解答欄に記入しなさい。

- a. 合計特殊出生率は、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当する。
- b. 女性の年齢別出生率は、ある年齢の母が 1 年間に生んだ子の数 ÷ 10 月 1 日現在における日本人女性のある年齢の人口 × 100,000 で算出する。
- c. 死因別死亡率 (年間) は、年間の死因別死亡数 ÷ 10 月 1 日現在の日本人人口 × 100,000 で算出する。
- d. 新生児死亡率は、年間新生児死亡 (生後 14 日未満の死亡) 数 ÷ 年間出生数 × 1,000 で算出する。
- e. 老年化指数は、老年人口 ÷ 年少人口 × 100 で算出する。

(1) b と c と e (2) a と c と e (3) a と d (4) b と d (5) a と b と c と e